

○厚生用品の寄付受に関する通知

昭和34年 6 月12日
海幕総厚第190号

改正 平成12年 9 月27日 海幕厚生第4799号

海上幕僚監部総務部長から各地方総監あて

標記について過去 2、3 の新造艦艇に対して建造会社から、運動娯楽用品類が寄贈された事例があるが、厚生用品は艦船建造費等をもつて整備することが建前であり、民間会社から寄贈を受けることは、金額の大小にかかわらず適当でないと思料されるので、今後はこのような寄贈の申出があつても努めて辞退するよう周知させられたい。

なお、新造艦艇に対する厚生用品の整備は、引渡時期以前に完了するよう措置することとしているので留意されたい。